

このように日本の事業主負担が決して低くない上に、現在過剰雇用が指摘されており、内閣府の大分前の推計では、140万人とも言われておりますし、別のシンクタンクではもっと多いという推定もあるわけで、今後、保険料負担を安易に引き上げていくことは企業の活力を奪い、経済の活性化を阻害し、さらには企業の雇用維持の努力に裨差すことにもなりかねないというふうに強く懸念する次第でございます。

以上です。

○ 宮島部会長

ありがとうございました。岡本委員と連名のペーパーは後ほどということですね。

○ 矢野委員

後ほどでよろしいと思います。

○ 宮島部会長

では、杉山委員をお願いします。

○ 杉山委員

私のペーパーは3点ばかりの簡単なものなので読み上げさせていただきます。これは前回配っていただきましたモデル年金の給付水準と高齢者世帯の生計費の表を見ながらの意見なのですけれども、モデル年金の水準で比べてみますと、確かに試算の年金水準で老後生活の基礎的部分をカバーすることはできるのですけれども、例えば自営業など第1号被保険者の場合で見ますと、基礎的な消費をカバーするのが精いっぱい、保健医療費も、交通通信費、教育費、教養娯楽費も捻出することができません。本当にこれでよいのかどうかということをもうちょっと丁寧に見た方がいいのではないかと考えております。例えば、私も何度か申し上げているのですが、スモールオフィス、ホームオフィスといった自営業の新しい形態が50年後にあった場合に、本当に資産を持たずにそういう自営業をやった人たちがどうなるのかという部分を少し考えていった方がいいのではないか。そのときには、所得に応じて負担額が増えて、比例して給付額も増えるスウェーデン方式が望ましいのではないだろうか。

次に、試算の前提の数値をちょっと確認したいので後で教えていただきたいのですが、このモデル年金の試算を行ったときの、男女の労働力率をいくつと前提して試算をされたのか、その場合の男女の平均報酬をいくらと仮定して出されたのか、教えていただければと思います。

それと保険料率の引き上げ計画についてなのですが、先ほどご説明があった実績準拠法と将来見通し平均化法のことにもなるかと思うのですが、既に若い

世代ほど人口が減ってきている現状の中では、後の世代の負担を少しでも軽くするために保険料水準の到達時期の前倒しの検討が必要ではないかと思っております。

というのは、人口のボリュームが違うということについて、単なる数字だけではない部分で、先輩世代の重さを若い世代はひしひしと感じているところがございます。前の世代の方たちが切り開いてくださった道を後の世代が歩いているというのは重々承知しているのですけれども、例えばこうした年金部会の場に支え手である若い世代がどれくらい入っているのかということを見れば、なかなか意見が通らないという部分もあります。また、例えば若い世代は失業率が実は高い、就職ができない、働く機会が得られていないというような現状など見ますと、数字以外の部分の重さというのを感じた場合に、だからどうしたらよいかといわれれば前倒ししてほしいということしか言えないのですけれども、そういった部分があるということ意見を意見として出しました。

以上です。

○ 宮島部会長

ありがとうございました。それでは、翁委員。

○ 翁委員

それでは申し上げます。私はこれまでの5年ごとの再計算のたびに、人口推計や将来の経済見通しの変化を踏まえて、給付の内容や保険料を見直すという方式につきましては、少子高齢化の一層の進展の中で限界にきているというように思っております。今後は、5年ごとに給付が削減され、保険料が引上げられるというような繰り返しをやめて、もちろん財政再計算というモニタリングは続けていく必要があると思いますが、保険料をどこまで引き上げるのかということがわからないというようなことではなくて、一定の財源の中で年金給付をどう考えるかという観点に発想を変えて、保険料を固定する方式を採用するということが望ましいというように思います。

換言すれば、保険料率に上限を設けて給付を自動的に調整するという仕組みは、年金制度として将来期間に対応した給付の純債務が新たに生じないような方向に寄与するという点で意義があるように思います。ただし、もちろん自動調整ということが行われる結果、その下限をどう考えるかということは議論が必要で、生活水準をどういうふうに維持するのか、税財源の在り方も含めて別途議論が必要だというように思っております。

それから、前回までに説明していただいた厚生労働省案というのは、実績準

拠法に基づいた保険料固定方式でございましたので、それで見ると、給付と保険料の組み合わせは、2025年までは比較的变化がなくて、少子化の影響が出てくる2025年以降の受給世代の給付に対してマクロ経済スライドが効いてくるというような形になっておりました。杉山さんもお指摘になりましたけれども、現在の若い現役世代や将来世代に影響が大きく出る姿となっておりました。したがって、2025年までに給付を受け取られる世代も含めて給付内容の見直しについて議論を行うべきだということに考えました。

その点については、今日いろいろご説明がありましたけれども、スライドの在り方につきまして、高齢化の影響も考えるべきだということに思いますし、それから今日お示しいただきました将来見直し平均化法ということに関しても、前向きに検討してみる必要があるということに思います。

また、本日はご紹介がありませんでしたが、運用利回りの低下というのも、今までの議論では、先送りの形で調整される形になっておりましたので、そういった経済情勢の変化も、その世代で自動的に給付に反映させるということについて議論が必要なのではないかと思えます。

それから、既裁定者の物価スライドに関しましては、前回もちょっと触れましたけれども、賃金下落率が物価下落率を下回るというような状況になると、物価スライドでいくと将来債務を大きくしてしまうということがあります。また、賃金上昇率が物価上昇率を下回るということもデフレを脱却する場面ではあり得るかもしれませんが、そうした期間のスライドのあり方について議論を行うことが必要だろうと思えます。そのほかにも、支給開始年齢の弾力化とか、給付乗率の見直しといったことも併せて検討しておく必要があると思えます。

一方で換言すれば、先ほどの杉山委員の議論とも共通する面ですが、今回の改正をラストチャンスとして、保険料を早めに引上げて、早めにスウェーデン型を実現するということによって最終保険料率を低くするという考え方があり得ると思えます。保険料の小刻みな引き上げというのは、今までの経緯を見ても、政治経済情勢によって実現ができないという可能性がありまして、こうした事態も考えますと、年金制度のサステナビリティというのが失われて、将来世代に大きな負担を先送りするという可能性もあるかと思えます。

それから、最終保険料率の水準については、20%ということについてのいろいろな議論があるわけですが、前回に2025年の社会保険の負担の合計が3割強という資料をお示しいただいたのですけれども、2025年以降に少子高

齢化が本格的に進む状況で、医療や介護の保険料がどの程度大きくなるかということが本当は非常に大きな問題だというように思っています。医療保険と介護保険と年金という社会保障の三つの分野を比べてみますと、医療とか介護というのは個人の情報を民間の保険者が正確に把握することがなかなかできないので、民間で対応しようとする、逆選択という問題、つまりリスクの高い人ほど保険に入りづらくなってしまおうという、情報の非対称性という市場の失敗が非常に大きい部分でございますので、年金に比較するとその点では医療や介護保険の方が公的に対応する必要性が高いというように見ることもできるように思います。

一方で、もちろん医療や介護に伴う自己負担が増えていくと、この面で年金の必要額が増えてしまうというような点もあって、三者が相互依存関係にあるということにあると思います。いずれにしても、三者につきましての負担の在り方をよく考え合わせて議論していく必要があるのではないかと思います。ただ、いずれにせよ、2025年以降の介護、医療保険の負担というのは、高齢化の急加速に伴いましてすごく速いスピードで大きくなるのではないかと予想されますので、年金の保険料率2割という水準については、十分視野を長くとって議論することが必要なのではないかと思います。

○ 宮島部会長

ありがとうございました。それでは岡本委員。

○ 岡本委員

それでは、ペーパーを読ませていただきます。今回、私と矢野委員の連名でペーパーをつくりました。

厚生労働省から、一つのモデルとして、最終保険料率を20%に固定するという前提で現在様々な試算がされ、議論がなされているわけでございます。

しかし、今後の経済と社会の構造変化を展望しますと、現行の社会保険方式を基本的に維持していくことの是非という根本的な問題であるとか、あるいは今、ご指摘があったように、最終保険料率の20%という水準の妥当性の問題とか、あるいは財源として保険料と税の組み合わせの在り方等々、制度改革に関する抜本的な議論がかなり多く残されているのではないかとこう思っております。

ただ、今回の審議会は、宮島部会長の下で時間の限られた中でまとめていかなければいけないということをお我々よく承知しております。そういう意味で、我々はこれから議論をまとめる方向で論点について意見を述べていきたいと思っておりますが、ただ、今の「方向性と論点」の議論だけで結論を得ても、そ

れが本当にこれからの20年、30年の日本の変化を考えると、十分な年金改革であるかということになりますと、いろんな問題を残します。したがって、我々は現実的に議論していきたいと思っておりますが、そういうようなあるべき論の議論が、今回も時間のある限り、あるいは将来にわたっても展開されていくのだという前提を持って、我々は今後とも議論をしていきたい、こんな立場で参加していきたいと思っておりますので、よろしくご理解賜りたいと、こんなふうに思います。

そこで、具体的に、まず負担と給付の調整手法でございますが、『方向性と論点』で示された案では、保険料を長期間にわたって毎年段階的に引き上げていく一方、給付水準につきましては時間をかけて徐々に調整するため、結果的にはそのしわ寄せが、制度を長期間支える将来世代ほど負担増と給付削減という形であられる結果になるのではないかとこの点を懸念しております。

今後とも我が国経済は厳しい状況が続くと想定される中で、現役・将来世代の負担を過重なものとしなないためには、大変辛いことではございますが、できるだけ早く給付水準の調整を進めていかなければならないと思っております。今回の提案の基準ケースでは、2025年度の所得代替率が56%であり、今後20年間かけて現行より3ポイントしか引き下げられないのに対しまして、その後の7年間で一気に4ポイント引下げられると、このようなことが示されております。このように、将来世代ほど急激な調整を行うのでは、世代間格差は是正されませんので、私は辛い議論であってもなるべく早くすべきことはしていくということが今求められているのではないかと、こんなふうに思っております。

制度に対する国民の不信感を払拭するために、現役・将来世代の負担増を極力抑制するとともに、これは毎回私が申し上げていることですが、速やかに既受給者を含めて給付水準を見直すことにより、全ての世代が痛みを分かち合うことが必要ではないかというふうに考えております。

次のところは資料の提示をお願いしている部分ですので、これは時間の関係上、事務局の方でお読みいただき、必要な検討をお願いしたいと思います。

2の最終的な保険料率の水準について。現役世代や企業は、社会保険料や税の負担を通じて、年金だけでなく、医療や介護保険も含めて様々な制度を支えています。低成長基調、各産業における国際競争の激化、世界に類をみない少子・高齢化の加速に伴う社会保障全体の負担増などが避けられない中で、これから20%という高い最終保険料率に向けて現役・将来世代の負担を引き上

げていくことは、経済社会の活力が損なわれ、ひいては制度の存続可能性そのものが揺らぐのではないか、こういうふうに懸念しております。

前回等も説明がございましたが、20%というのが心理的負担の限界であるというようなご説明がたしか資料にもございました。私はこれまで議論された20%というのが、まだまだ日本の現状の深刻さが比較的甘く考えられて議論がなされた経緯があるのではないか、当時の議論がそういう雰囲気であったのではないかと懸念しております。私は現時点ではこの20%というものはそう簡単な数字ではないと、こんなふうに理解をしております。

わが国が直面している経済や社会の状況が他国に例を見ないほど厳しいものであることを考慮しますと、単純な欧州諸国との比較だけではなく、現役及び将来世代と企業の負担増を極力抑えて経済社会の活性化を図りつつ、制度の持続可能性を確保するという視点が求められるということで、20%については、今後大いにこの場で議論をお願いしたいと、こんなふうに思っております。

次に4と書いてありますが、これは3の間違いで、給付水準についてでございます。

現役世代の所得の実態と現在の年金給付の水準を併せて考えますと、所得代替率のみを指標とするという時代ではなくなっただと思っております。高齢者世帯の支出面の実態に着目していくことも重要であります。先ほど杉山委員の方からも1号被保険者についての話がございましたが、現在のモデル年金の水準は、それだけで高齢者世帯の平均的な消費支出のほとんどを賄い得る水準であろう。ただ、これはいろんな会社がございますので、私と違う見解がおありの方も当然いらっしゃると思います。私は、老後の生活を賄うためには、退職するまでの長期間にわたり自助努力によって準備をするということが基本にあるべきだと思っております。すべてを年金で賄って生活するというわけではないわけでありまして、そういう自助努力によって準備をする面もあるということ踏まえれば、現在のモデル年金の水準は十分に高い。十分というか、高いというか、ここは人によって表現の違いはあると思いますが、私は高いと思っております。

特に消費支出に含まれております教養娯楽費や交際費等というのは、これは一人一人によってライフスタイルが全然変わってきますので、そういう個人の属性によって変わるところについては、現役時代にそれぞれの自分のライフスタイルに応じて準備すべき性格のものである。こう考えますと、現在のモデル年金額についてはもう少し引き下げる方向で議論してもいいのではないかと、こんなふうに私は思っているわけでございます。

次は、データの開示についてご検討をお願いしておりますので、事務局の方でご検討をお願いしたいと思います。

また、物価スライドにつきましては、今年4月から、前年分の物価下落率0.9%分を反映させることになりました。これはいろんな経緯がございまして、前回私は全部きちんとスライドすべきだということを申し上げておりますが、いろんなご判断があり、それを私は是としておりますが、過去3年間停止している1.7%分をすべて反映させた数字が、本来制度としてあるべき年金の水準額でございます。0.9%落とした水準と本来あるべき水準と、二つを両方頭に置いて、あるべき年金の水準の議論をしていかないといけないのではないかと考えております。

次に、既裁定年金の給付水準の調整についてです。2004年の年金改革の大きな課題の一つは、世代間格差の縮小あるいは世代間格差を大きくしないということでございます。現役世代に比し増加していく高齢者の中には、今日では経済的に余裕を持って生活している人もいらっしゃるわけでございます。このこと自体は大変好ましいことではありますが、それは現役世代の負担によって可能となるわけでございます。公的年金の財源は現役世代のみの責任によって維持されるべきものではなく、これからは既裁定者を含む国民全体で支え合い、維持していくべきものであると考えておまして、ぜひともこういう考え方にはご賛同賜りたいと、こんなふうに思います。

次に、年金改定率（スライド率）の下限についてでございます。これは、先ほど冒頭の事務局の方からのご説明のときに、確認をしたかったことも含めて質問したわけでございますが、現在の給付水準は高いとの判断にもし立つならば、保険料固定方式に基づき、社会経済情勢の変化に応じて給付水準を調整していくとした場合、現役のみでなく、既裁定者も等しく調整することこそ世代を超えて全国民が支え合う公的年金制度としての在り方に沿ったものと考えておるわけでございます。

年金改定率の下限として、物価下限型を採用すれば、既裁定者についてはスライド率の調整が十分働かないことから、現役世代や新規裁定者から理解を得られない。したがって、物価下限型については、私は採用すべきでないと思っておりますが、大いにこれは議論をしていくべき必要があると思っております。

また、名目年金額下限型では、これは先ほど事務局のご説明もあったわけでございますが、名目年金額が保証されるため、スライド率に関わる指標が大幅なマイナスとなった場合には十分調整がなされない懸念がございます。そのような状況下、言ってみれば指標がマイナスになるという異常な事態では、経済

全体、そして現役世代に大きなマイナスの影響が生じているということが推定されますので、世代間の公平の観点から、あらかじめ名目年金額を下限とするような特例を固定的に設けるのではなくて、柔軟な考え方があり得るのだというような姿勢で、大いに議論していただくことが必要ではないかと考えております。

以上でございます。

○ 宮島部会長

ありがとうございました。それでは、井手委員。

○ 井手委員

私の意見は、前回、給付と負担の在り方（1）の資料の中で、保険料固定方式を導入する場合に挙げられた、被用者世帯（モデル年金）における給付水準の下限について、例えばモデル年金に関する所得代替率を指標とした場合に、どの程度の割合を下限と見ることが適切かという論点に関するものでございます。

ここでの「モデル年金」というものは、「片働き世帯」（夫 40年加入、妻 厚生年金加入期間なし）が取り上げられております。これまで言われてきたモデル年金の所得代替率が様々な前提でどのように変わっていくかを見る上では、当然このモデルを使わざるを得ないと思えますけれども、2050年という将来を展望したときに、この世帯のみの所得代替率を試算して、その下限が、例えば52%まで落ちるとか45%まで落ちたときにどうかということ、その判断にすることだけでは不安があるということでございます。

先ほど山崎委員からも、共働き世帯、あるいは転職者世帯についてのモデルが必要というお話があり、先ほどの岡本委員、矢野委員のご意見の中にもモデル年金世帯の見直しという表現がございましたし、また部会長からも今後の論議の中で、前提条件が変われば、また給付と負担の議論の中に戻ってくるといようなお話がございましたので、そのような方向で議論が進められればよいかなというふうに思っております。

ここから先は、モデル年金について、これまでいろいろな部分で問題提起がされてきたものの引用でございます。若干ご説明いたしますと、2001年6月の骨太方針の中では、時代の要請に応えるということで、個人のライフスタイル、就労形態、家族形態の多様化が急速に進んできているので、これに対応した制度が必要だという記述がございました。

それから2001年12月の「女性と年金検討会」の報告書の中では、より具体的に、女性のライフスタイルの多様化とモデル年金の在り方ということで、モデ

ルとして共働き世帯等を想定して、女性の一定の厚生年金加入期間を前提としたモデル年金を想定していくことが妥当であるということと、モデルとしての共働き世帯等の年金水準がどうあるべきかは別途議論されるべき問題ということで問題提起がございましたので、やはり共働き世帯のモデル年金かどのようになるかについては当然議論をしていかななくてはいけないだろうと思います。

そのときの論点として、女性について、どのような厚生年金の加入期間を考えるかとか、賃金を想定するかというようなことが論点として提起されておりまして、ここでは世帯類型別に、現在のモデル年金である夫40年加入の片働きから、共働き夫婦40年加入、また妻の厚生年金加入期間23年9カ月、これは15年以上加入している方の平均被保険者期間ということだそうでございますけれども、それから男性の単身、女性の単身というような形で、それぞれの世帯の手取り収入に対する所得代替率というようなものもシミュレーションをされておりました。

この中で、世帯当たりの所得に対する代替率が最も高いのは片働きであるというような数字が出ておりまして、かなり世帯類型によって代替率が異なりますので、もしこれを給付水準の指標とするならば、やはりパターン化された世帯類型別の試算というものが必要なのではないかと思います。

その後、男女共同参画会議の中でも、「所得代替率の均等化」という表現で、世帯ごとで見た老齢年金額と平均賃金額の比である所得代替率が片稼ぎ夫婦世帯、共稼ぎ夫婦世帯、単身世帯といった様々な形態の間で均等となることを個人単位化と捉える考え方があるというような表現がされております。

さらに、今回のたたき台となっております「方向性と論点」の中の基本的視点の中でも、第5点目として、少子化、女性の社会進出、就業形態の多様化等の社会経済の変化に的確に対応できるものを目指すということがございますので、そういうことから考えても、こうした片働きのみをモデルと見るというようなことだけで終わらないようにぜひお願いしたいということでございます。

平成11年度に、65歳になっている女性の基礎年金受給者のうちで1カ月でも厚生年金に加入していた方は既に56%を占めていたわけでありまして、今後を展望すると、夫40年加入、妻は厚生年金加入期間なしというようなご家庭をむしろ探す方が今後は難しくなるのではないかとこのように考えております。

再度、繰り返しになりますが、所得代替率の下落が何%までなら給付水準が

妥当であるというような判断をこの議論の中でするならば、世帯類型別にこの試算を行うことが必要と考えますし、当然のことながら、多くの女性が一定の厚生年金加入期間を持つ時代にふさわしいような給付水準の設定、あるいは世帯間の公平性をどのように考えるかというものを論点として加えていく必要があるというふうに考えております。

以上でございます。

○ 宮島部会長

ありがとうございました。それでは、大澤委員の意見を事務局から、ご説明といっても、資料的なものでございますが、ご説明を。

○ 高橋総務課長

4ページでございます。前回、部会で大澤委員が述べられた意見の補足ということでございますけれども、前回の資料12ページ「(3) 現役世代の生計費との比較の観点から見た給付の水準」では、高齢者夫婦世帯の消費水準が、30代、40代を上回る水準にあるというふうに書いてございましたけれども、これについては、ちょっと留保付でみななければいけないだろうということでございます。現在の家計調査が個人的な消費を把握していないという特質があって、その面を加味すると、高齢者世帯の消費水準が、40代を超える水準にあるのはやや疑問ということでございます。

5ページは、大澤委員からご提出のあった数字の方でございます。30代、40代、50代の数字につきましては、通常の全国消費実態調査報告の消費支出、教育関係費のほかに、これは帝塚山学院大教授の室住教授の推計でございますが、個人的消費というものが多分あるだろうということで、それも含めて一人当たり消費支出を出した場合には、それは②の欄に該当しますが、40代ぐらいになりますと、私どもの試算よりも1万8,629円ほど余計に消費をしているということでございます。

4ページに戻りますが、したがって、高齢者に比べて現役世代の消費水準の方がつましいという議論はちょっと誤解を生じやすいだろう。高齢者の“つましくない”消費支出をほぼカバーする現行の年金給付は十分すぎる、したがって、最終保険料率は20%より低く抑えてよいという判断につながりやすいのだけれども、それは誤解であるということです。現役の方がつましいとして判断するには、留保が必要ではないかというご意見でございます。

それから、高齢者の生活水準は、現役世代よりもかなり分散が大きい。これは一般的な消費、貯蓄すべてに見られるところでございますが、現役世代よりもかなり分散が大きいので、平均値だけで議論することについては限界がある